

事務連絡
令和3年8月25日

都内高齢者施設等管理者・施設長 様

東京都福祉保健局高齢社会対策部長
山口 真 吾

高齢者施設等へ新たに入所を予定している高齢者への検査について

日ごろから、東京都の高齢者福祉行政及び新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力をいただき、感謝を申し上げます。

都内の新型コロナウイルス感染症は再び感染が拡大し、4回目の緊急事態宣言が発出されるなど、予断を許さない状況が続いています。

一方、高齢者に対する新型コロナワクチン接種は、7月末までに8割の方が2回の接種を済ませており、今後、65歳未満の方への接種も進んでいくことで、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生が減っていくことが期待されています。

しかしながら、今後も新たな変異株が発生しうることなども踏まえ、引き続き感染対策の徹底が求められており、現在、高齢者施設等で働く職員に対する集中的・定期的検査が実施されているところです。

高齢者施設等の入所者は重症化リスクが高い特性があり、集団感染が発生した場合には、入所者や施設運営への影響が大きく、また、医療提供体制への負荷の増大につながる懸念もあります。

こうしたことを踏まえ、都は、特別養護老人ホームなど的高齢者施設等への入所に際し、必要に応じて当該高齢者がPCR検査等を受けていただく場合について、別紙のとおり留意すべき点を整理しましたので、ご参照願います。

なお、高齢者施設等の入所予定者への検査の実施検討に際しては、本人やその家族の希望などを把握するとともに、個々の検査の要否について高齢者施設等の配置医師や協力医療機関の医師からの専門的な意見なども踏まえた上で実施を判断いただくなど、入所予定者に対し検査の実施を一律に強いるようなことの無いよう、ご留意願います。

また、この取組は、高齢者施設等の入所予定者に、医療機関の医師の診療上の判断により検査を実施するもので、一律に保険適用により検査の実施を求めるものではありません。

【高齢者施設入所者検査臨時相談窓口】

電話：03-5320-5978

【本通知に関するお問い合わせ】

東京都福祉保健局高齢社会対策部計画課

電話：03-5320-4576

mail：S0000267@section.metro.tokyo.jp

医師の判断により診療の一環として実施する検査について

1 検査の位置づけ

この検査は、都内の診療・検査医療機関等（※）において、医師が個別に当該者の診療のために必要と判断して検査を実施する場合、保険適用となるものです。保険適用にならない場合での検査に係る費用は、自己負担となる場合があります。

※ 診療・検査医療機関は、東京都発熱相談センターや地域の医療機関から紹介を受けた患者や自院のかかりつけ患者への診療・検査を行う医療機関です。東京都では、発熱患者への診療・検査を行う都内の医療機関を「診療・検査医療機関」として指定しています。

また、診療・検査医療機関以外の医療機関で、診療・検査医療機関と同様の機能を有する医療機関として東京都が認めた医療機関も含まれます。

2 入所予定者に対する検査

- 検査実施は、高齢者施設等の入所予定者にとって負担を伴うものです。全ての入所予定者に対し、一律に検査の実施を求めるものではありません。
- 入所予定者の身体状況・ワクチン接種状況、入所予定者のお住まいの地域や施設所在地の地域の新型コロナウイルス感染症の感染状況、施設職員のワクチン接種状況など施設の感染対策の取組状況などを考慮するほか、当該入所予定者への検査の要否について配置医師や協力医療機関の医師からの専門的な意見なども踏まえて、検査の実施が必要かを検討ください。

3 検査実施が想定される対象者

都内の以下の高齢者施設等に入所を予定されている高齢者

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護、短期入所療養介護

4 検査方法

P C R検査等

5 検査の申込等手順

(1) 検査実施の検討

各高齢者施設等においては、施設への入所に際しての契約手続などの際に、入所予定の高齢者の方に検査が必要かご検討ください。

検査実施は、入所予定者にとって負担を伴うものです。検査実施の検討に際しては、入所予定者やそのご家族に説明を行うとともに、入所予定者等の希望なども踏まえ、同意を得た上で実施するよう努めてください。

(2) 検査を実施する診療・検査医療機関等の手配・調整

ア 各高齢者施設において、検査に対応いただける診療・検査医療機関等を手配してください。

イ 手順としては、まず入所予定者のかかりつけ医や、施設の協力医療機関などで検査の

実施が可能かお尋ねいただくこととなります。

いずれかで検査に対応可能であれば実施日などの必要な調整を、入所予定者の意向も踏まえながら行ってください。

ウ イでお尋ねいただいた医療機関が対応不可であった場合、以下の専用窓口にご連絡ください。ご希望される検査実施場所に所在する診療・検査医療機関等をお調べして、候補をご案内します。

ご案内した診療・検査医療機関等には、施設からご連絡をいただき、検査に対応いただけるかどうか、対応可能であれば実施日などの必要な調整を、入所予定者の意向も踏まえながら行ってください。

【高齢者施設入所者検査臨時相談窓口】 電話：03-5320-5978（直通）

対応日：月曜日～金曜日（祝日を除く）

対応時間：9時30分～16時まで（12時～13時を除く）

（注1）施設のご担当者様からのお問い合わせ専用です。

（注2）入所予定者やそのご家族からの個別のお問い合わせには対応いたしません。

（注3）この相談窓口の運営は、緊急事態措置及びそれに引き続く当面の間で終了の予定です。

6 検査に係る費用等

- この検査は、医療機関の医師が、個別に当該者の診療のために必要と判断して検査を実施する場合のみ、保険適用となります。

この場合、当該者の自己負担額のうち、検査に係る費用については、公費負担となるため当該者の自己負担は生じません。

ただし、上記検査に係る費用以外の初・再診料等に係る当該者の自己負担額は公費負担の対象外となるため、当該者の自己負担が生じることとなります。

（保険適用にならない場合での検査に係る費用は、自己負担となる場合があります。）

- 入所予定者等に対し、上記のとおり若干の自己負担が生じることをあらかじめ説明し、確認の上で検査をご検討ください。

7 その他

検査の結果が陽性であった場合は、入所予定者の症状等を踏まえ、医師の指示等に従っていただくこととなりますが、基本的には一旦入院等により治療がなされることになるかと思われま。

治療が終わり退院等された後に、改めて施設へ入所していただく際には、入所予定者に陰性証明のための検査を求めるなどの新たな負担を生じさせないようにしてください。